

# 広島県病院経営外部評価委員会

## 【令和3年度 第1回】

資料1

### 会議次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 令和3年度外部評価委員会の進め方について
- 4 【議題】
  - (1) 令和2年度経営計画の取組状況について
  - (2) 令和3年度第6次病院事業経営計画(期間延長版)の重点指標モニタリングについて
  - (3) 次期経営計画の策定について
  - (4) 県立安芸津病院の耐震化について
- 5 その他

日時: 令和3年8月11日(水) 15:30~17:30  
場所: 広島県庁南館2階 県立病院課(オンライン開催)



#### 【資料一覧】

- ・資料1 会議次第、令和3年度外部評価委員会の進め方
- ・資料2-1 令和2年度経営計画の取組状況 (広島病院)
- ・資料2-2 令和2年度経営計画の取組状況 (安芸津病院)
- ・資料2-3 (参考資料)新型コロナウイルス感染症による受診動向への影響(全国)
- ・資料2-4 (参考資料)各種指標の推移
- ・資料3 令和3年度第6次病院事業経営計画(期間延長版)の重点指標モニタリング
- ・資料4 次期経営計画の策定について
- ・資料5 県立安芸津病院耐震化対応基本構想・基本計画策定支援業務公募型プロポーザルの実施について

# 広島県病院経営外部評価委員会 委員名簿

令和3年7月末現在

氏名 (敬称略)	職名	備考
(ただ かずひさ) 谷田 一久	株式会社ホスピタルマネジメント研究所 代表取締役	委員長
(おおげ ひろき) 大毛 宏喜	広島大学病院 副病院長(経費改善担当)	副委員長
(きくら よしゆき) 木倉 敬之	全国健康保険協会 理事	
(なかにし としお) 中西 敏夫	一般社団法人広島県医師会 常任理事	
(ひらたに ゆうこ) 平谷 優子	ひかり総合法律事務所 弁護士	
(よしむら ともこ) 吉村 知子	株式会社中国新聞社 読者広報部長	
(わだ よりとも) 和田 頼知	和田公認会計士事務所 所長	

# 広島県病院事業の設置等に関する条例(抄)

## 広島県病院経営外部評価委員会運営要綱(抄)

### 広島県病院事業の設置等に関する条例(抄)

(広島県病院経営外部評価委員会)

第五条の二 前条に定めるもののほか、病院事業管理者の諮問に応じ、県立病院の経営に関する重要事項について調査審議するため、広島県病院経営外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員十人以内で組織する。
- 3 委員は、医療又は病院経営等に関し識見を有する者のうちから、病院事業管理者が任命する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、病院事業管理者が別に定める。

※追加[平成二六年条例一六号]

### 広島県病院経営外部評価委員会運営要綱(抄)

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年広島県条例第54号)第5条の2第6項に基づき、同条第1項に規定する広島県病院経営外部評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、必要な助言・提言を行う。

- (1) 広島県病院事業経営計画の見直し又は策定に関すること
- (2) 県立病院の取組の検証及び評価に関すること
- (3) 県立病院の経営改善、医療サービスの向上等に関すること
- (4) その他病院事業管理者が必要と認める事項

(専門部会の設置)

第3条 委員会は、前条の事項に係る調査審議のため、必要に応じて専門部会を設けることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選とし、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 病院事業管理者は、会議に出席し、意見を述べることができる。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者に会議への出席を求めて意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、原則として公開とし、審議の概要は、公表するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、委員会が会議の一部又は全部を公開しない旨を出席委員の過半数により決定したときは、この限りではない。
  - (1) 広島県情報公開条例(平成13年広島県条例第5号)第10条に規定する不開示情報が含まれる事項について審議を行う場合
  - (2) 公開することにより、会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、病院事業局県立病院課において処理する。

### 3 令和3年度外部評価委員会の進め方

- ① 外部評価委員会のスケジュール
- ② 経営計画の取組状況の評価方法について
- ③ 参考資料: 令和元年度経営計画の取組状況に係る外部評価委員会での評価(抜粋)

# ①外部評価委員会のスケジュール(令和3年度)

《今回》

令和3年度

期 検討課題	令和3年度			
	第1回 日時:8月11日(水) 15時30分~17時30分 場所:広島県庁南館2階 県立病院課(オンライン開催)	第2回 日時:11月1日(月) 17時~19時 場所:広島県庁北館2階第2会議室	第3回 (12~1月予定)	第4回 (3月予定)
1 点検・評価(経営計画) ( ・R2取組の検証, 評価, 公表 )	○  (病) R2取組状況・自己評価 ⇒(委) 委員意見, 持ち帰り 評価	◇  (病) 委員評価・意見資料 ⇒(委) R2評価取りまとめ 【評価報告書】 (12月末公表予定)		
2 意見・提言 ( ・医療機能の強化 ・人材育成機能の維持 ・患者満足度の向上 ・経営基盤の強化 など )	○  (病)・R3第1四半期取組状況 〈重点指標モニタリング〉 ・次期経営計画の策定等 ⇒(委) 委員意見	○  (病)・R3上半期の取組状況 〈重点指標モニタリング〉 ・次期経営計画の内容等 ⇒(委) 委員意見	○  (病)・R3取組状況等 ・次期経営計画骨子・ 本文素案 ⇒(委) 委員意見	○  (病)・R3取組状況等 ・次期経営計画最終案 ⇒(委) 委員意見
	(委) 随時提言 ・各病院が令和3年度に取り組むべき方向性 ・病院機能の充実強化策, サービス向上策, 経営効率化 の提案など			

- 意見・提案・資料要求
- ◇委員会アウトプット(取りまとめ)

## ②経営計画の取組状況の評価方法について(令和2年度の取組状況)

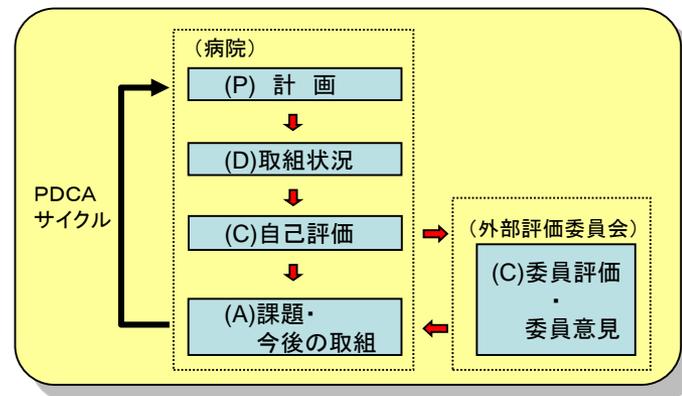
### 1 評価の考え方

広島県病院事業経営計画で定めた県立病院としての役割や具体的取組の進捗状況を総合的に評価する。

また、取組結果としての目標指標の達成状況を明らかにする。

### 2 評価方法

- (1) 評価は、①病院ごと、②「◎○△×」の4段階、③自己評価、④委員評価
- (2) 評価の補足として、意見を併記(病院：自己評価理由・課題、委員：評価意見等)  
※委員意見は、評価・改善・計画見直しなど幅広く
- (3) 継続的な取組となるよう、(P) ⇒ (D) ⇒ (C) ⇒ (A) の手法を採用



### 3 評価基準

取組方針ごとに、下記の区分により4段階で評価する。

区分	評価	評価の考え方
①計画どおり概ね順調である。	◎	計画の達成に向けた、具体的成果がある。又は目標を達成した。
②ほぼ順調である。	○	計画に対して具体的に取組んでおり、一定の成果が認められる。
③やや遅れている。	△	計画に対する取組はあるものの、まだ成果に現れていない。取組が不十分。
④かなり遅れている。	×	計画に対して取組が行われているとは言えない。消極的。

### 4 評価のスケジュール(案)



### ③令和元年度経営計画の取組状況に係る外部評価委員会での評価(抜粋)

#### (1) 評価結果の総括

令和元年度は、平成29年3月に策定した「第6次経営計画」の3年目に当たり、計画の実現に向けて、その進捗を管理する上で非常に重要な年度です。

第6次経営計画では、「医療機能の強化」、「人材育成機能の維持」、「患者満足度の向上」、「経営基盤の強化」の4つの領域を取組の柱として定め、それぞれの領域については、多岐にわたって詳細な具体的取組項目が定められました。そのうえで各項目について目標となる指標を設定し、進捗状況を把握しながら、その達成に向けた具体的活動についての報告がありました。

県立広島病院は、広島県全域を視野に入れた基幹病院(三次機能病院)として、救急医療、脳心臓血管医療、成育医療、がん医療の領域を中心に、高度な医療提供機能を維持強化するとともに、臨床研修指定病院として、医師など県下で活躍する医療人材の育成を図り、医師が不足する中山間地域における地域医療の確保に取り組んでいることを確認しました。また、基幹災害拠点病院として災害医療にも貢献するなど、いずれの取組実績をみても、県立病院らしく、市町の枠を超えて広域を対象とし、公共性を発揮しつつ、経済性を求めるという公営企業としての社会的な役割を果たしているものと評価しました。

県立安芸津病院は、平成30年7月豪雨災害によって深刻な被害を受けましたが、各方面の尽力を得て復旧がなされたとの報告がありました。その上で、県内で進められている地域包括ケアシステムの構築に向け、拠点病院のモデルとなるべく、さまざまな取組がなされているところです。新たな専門外来の設置やアウトリーチクリニックの開始など、地域の医療水準向上の取組を精力的に行う一方で、少子高齢化・人口減少が進む地域にあって、予防医療の強化や在宅療養支援の充実など、地域包括ケアシステムを充実する取組がなされており、モデル事業としての取組は進行しているものとして高く評価しました。

一方で、事業収支の面においては、両病院を合わせた事業全体の収支が平成21年度以来となる2億5千万円余の経常赤字を計上しました。第四四半期にはCOVID-19への対応という新たな課題に直面することとなり、非常に厳しい経営状況となっています。県立病院として感染症への対応が求められるところであり、県内の感染症対策との整合性を保ちながらも、引き続き効果的かつ効率的な経営がなされることを期待します。

## (2)各病院の評価結果

### ①-1 県立広島病院の評価

経営計画に係る取組状況については、令和元年度は16項目(うち評価対象は15項目)の取組のうち、『◎(計画どおり概ね順調である。)]と評価した項目は5項目となりました。

経営計画において重点取組項目として設定した、救急医療、脳心臓血管医療、成育医療、がん医療の強化については、概ね計画通りか計画を上回る進捗にあると評価しました。具体的には内科救急診療部の設置による救急受入の拡充、呼吸器センター・消化器センターなどの専門医療センターによる高度医療の継続的取組、がんゲノム医療の拡充など、広島県の高度専門医療を担う基幹病院としての機能が拡充されている点を高く評価します。

また、そのような機能を発揮するには、地域の医療機関との連携の強化は不可欠ですが、患者紹介の実績や地域の開業医の満足度の高さから、地域の医療提供体制の効率的な運用に貢献しているものと評価します。

全体としては、目標指標27項目のうち16項目が目標を達成しており、未達成項目が増加したとは言え、全体としては高い水準にあると評価します。

収支面においては、平成20年度以来の経常赤字を計上しました。運転資金も大幅に減少するなか、長期化するCOVID-19への対応という新たな課題が加わり、収支面でのさらなる悪化は回避できないものと判断します。

しかしながら、長期化するCOVID-19の影響は多くの医療機関に及んでおり、県立病院だけの問題ではなく、地域の医療提供体制全体の問題であると認識します。感染症対策によって滞った従来からの取組を前に進めるにあたり、地域の医療機関との役割分担の強化や医療機能の再構築が必要であり、そこにこそ、県立病院の存在意義を見出せるものと思います。

そして、そのような県立病院の姿勢や具体的な取組を通じて、地域医療構想のけん引役としての役割を果たせるものと期待します。

### ①-2 評価結果の内訳

#### ア 評価ごとの項目数

評価区分	委員会評価 ( )はH30
評価結果『◎』とした項目	5項目(5)
評価結果『○』とした項目	7項目(9)
評価結果『△』とした項目	3項目(1)
評価結果『×』とした項目	0項目(0)
合計	15(15)項目

### イ 取組方針ごとの評価

番号	取組方針	自己評価	委員会評価 ( )はH30
<b>1 医療機能の強化</b>			
1	救急医療の強化	◎	◎(◎)
2	脳心臓血管医療の強化	○	○(○)
3	成育医療の強化	○	○(○)
4	がん医療の強化	◎	◎(○)
5	医療安全の確保	○	○(◎)
6	医療の質の向上	○	○(○)
7	危機管理対応力の強化	◎	◎(◎)
8	地域連携の強化	◎	◎(○)
<b>2 人材育成機能の強化</b>			
9	医療人材の育成・確保	○	○(◎)
<b>3 患者満足度の向上</b>			
10	患者満足度の向上・広報の充実	○	○(○)
11	業務改善	◎	◎(◎)
<b>4 経営基盤の強化</b>			
12	経営力の強化	○	○(○)
13	増収対策	○	○(○)
14	費用合理化対策	△	△(△)
<b>5 決算、目標指標</b>			
15	決算の状況	△	△(○)
16	目標指標の達成状況	—	—
総合評価			○(○)

## ②-1 県立安芸津病院の評価

経営計画に係る取組状況については、令和元年度は13項目(うち評価対象は12項目)の取組のうち、『◎(計画どおり概ね順調である。)]』と評価した項目は、2項目となりました。

令和元年度は、少子高齢化が進行し、人口減少が加速する地域において、限られた医療資源の中で、新たな専門外来(骨粗鬆症外来)の設置や、アウトリーチクリニックの開始など、地域に必要とされる専門医療の充実を図った点を高く評価します。

また、訪問看護、地域のケアマネジャーとの定例会、患者の退院指導から退院後の継続支援、地域イベントでの健康相談の実施や啓発活動など、地域に根差した取組を継続して実施しており、所在地の自治体が主体となる地域包括ケアシステムの構築を支援するモデルとなるための取組を高く評価します。

目標指標については22項目中16項目が目標を達成し、前年度から増加しましたが、手術件数や内視鏡検査件数が未達成となっています。必要な医療が地域で受けられる体制のあり方について、自治体等との不断の協議が必要であると指摘します。収支面をみると、入院患者数の増加による医業収益の増加により、経常収支は前年度から改善していますが、依然として赤字は継続しています。引き続き医療機能の發揮による利用者の拡大がなされることを求めます。併せて、費用の合理化として、不<sub>適</sub>当<sub>経</sub>費<sub>※1</sub>や困<sub>難</sub>経<sub>費</sub><sub>※2</sub>の特定にも努めていただくことを期待します。

COVID-19への対応という新たな行政課題や経営課題に直面していますが、県内の他の中山間地域においても同様の事態が起こっているものと推察されます。安芸津病院は地域包括ケアシステムの構築を支援する事業モデルとして、感染症への対応を含め、県内の同様な地域の先行事例となつていただくことを期待します。

※1 地方公営企業法第17条の2第1項第1号に該当する経費

※2 地方公営企業法第17条の2第1項第2号に該当する経費

### ①-2 評価結果の内訳

#### ア 評価ごとの項目数

評価区分	委員会評価 ( )はH30
評価結果『◎』とした項目	2項目(2)
評価結果『○』とした項目	9項目(8)
評価結果『△』とした項目	1項目(2)
評価結果『×』とした項目	0項目(0)
合計	12(12)項目

### イ 取組方針ごとの評価

番号	取組方針	自己評価	委員会評価 ( )はH30
<b>1 医療機能の強化</b>			
1	専門医療・政策医療	△	○(△)
2	地域包括ケアシステム構築への貢献	○	○(○)
3	医療安全の確保	○	○(○)
4	医療の質の向上	○	○(○)
5	危機管理対応力の強化	○	○(○)
<b>2 人材育成機能の維持</b>			
6	医療人材の育成・確保	○	○(○)
<b>3 危機管理対応力と経営の効率化</b>			
7	患者満足度の向上・広報の充実	○	◎(◎)
8	業務改善	○	◎(◎)
<b>4 連携強化</b>			
9	経営力の強化	△	○(○)
10	増収対策	△	○(○)
11	費用合理化対策	△	○(○)

<b>5 決算、目標指標</b>			
12	決算の状況	△	△(△)
13	目標指標の達成状況	—	—

総合評価			○(○)
------	--	--	------